京都府 報道発表資料

式典のお知らせ

府政記者室、山城広域振興局　同時資料配付

令和８年 11 月 24 日

来る年も　笑顔でつなぐ　京の道

～「令和８年 年末の交通事故防止府民運動」スタート式を開催～

■京都府交通対策協議会（会長：京都府知事）では、「来る年も　笑顔でつなぐ　京の道」のスローガンのもと、「令和８年 年末の交通事故防止府民運動」を 12 月１日から 10 日まで実施します。
■スタート式を 11 月 30 日に向日市民体育館で開催しますので、取材をお願いします。



（昨年の様子）

１　日　　時

令和８年 11 月 30 日（月）　午後２時から午後２時 45 分

２　場　　所

向日市民体育館（京都府向日市森本町小柳 23 番地の１）

３　内　　容

・開式
・主催者挨拶
　京都府知事（代理：山城広域振興局長　古澤（ふるさわ）　明（あきら））
　向日市長　　安田（やすだ）　守（まもる）
　京都府警察本部長（代理：京都府警察交通部長：中西（なかにし）　恵一（けいいち））
・来賓、出席者紹介
・交通安全宣言（レイモンド向日保育園）
・京都府警察音楽隊・カラーガード隊による演奏・演技

４　出 席 者

・京都府知事（代理：山城広域振興局長　古澤（ふるさわ）　明（あきら））
・向日市長　安田（やすだ）　守（まもる）
・京都府警察本部長（代理：京都府警察交通部長　中西（なかにし）　恵一（けいいち））
・一般財団法人京都府交通安全協会会長（代理：専務理事　中邨（なかむら）　仁（ひとし））
・近畿地方整備局京都国道事務所長　小川（おがわ）　裕樹（ひろき）
・京都府向日町警察署長　有吉（ありよし）　謙二（けんじ）　ほか

５　来　　賓

・京都府議会議長、総務・警察常任委員会、文化生活・教育常任委員会及び地元選出議員
・社会福祉法人檸檬会レイモンド向日保育園施設長　原口（はらぐち）　麻理（まり）

６　主　　催

京都府交通対策協議会、向日市、京都府警察本部

（次頁あり）

７　その他

雨天決行（屋内開催のため）

＜参考：令和８年 年末の交通事故防止府民運動の概要＞

○　実施期間

令和８年 12 月１日（火）から 12 月 10 日（木）までの 10 日間

○　運動スローガン

「来る年も　笑顔でつなぐ　京の道」

○　運動重点

・歩行者の安全確保と反射材の着用
・夕暮れ時以降の早めのライト点灯と飲酒運転の根絶
・自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

【本報道発表に関するお問合せ】

文化生活部　安心・安全まちづくり推進課

課長　中岡（なかおか）　TEL 075-414-5077

参事　梅田（うめだ）　TEL 075-414-4358



令和8年 年末の交通事故防止府民運動

来る年も 笑顔でつなぐ 京の道



総合学園ヒューマンアカデミー京都校　マンガ・イラストカレッジ　福井　陽

令和8年12月1日(火)～12月10日(木)までの10日間

運動重点

- ◆ 歩行者の安全確保と反射材の着用
- ◆ 夕暮れ時以降の早めのライト点灯と飲酒運転の根絶
- ◆ 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

京都府交通対策協議会・京都府・一般社団法人京都府トラック協会

歩行者の安全確保と反射材の着用

◆ **運転者は、**

- 歩行者の安全を確保しながら、思いやりとゆずり合いの心を持って、安全運転に努めましょう。
- 通学路や生活道路など歩行者の多い道路への通り抜けは避け、やむを得ず通行する場合は速度を落とし、細心の注意を払って運転しましょう。
- 歩行者が横断歩道を横断している場合や横断しようとしている場合は、横断歩道の直前で一時停止をして、横断歩行者を優先しましょう。

◆ **歩行者は、**



- 夕暮れ時以降の外出時には、暗い中でも目立つよう、明るい色の服装を心掛け、持ち物等に反射材用品を取り付けましょう。
- 歩行者等横断禁止場所での横断や、斜め横断はやめましょう。
- 歩行中にスマートフォンを操作するなど、注意力が散漫になる行為はやめましょう。

夕暮れ時以降の早めのライト点灯と飲酒運転の根絶

◆ **運転者は、**



- 夕暮れ時は早めに前照灯を点灯し、自車の存在を知らせましょう。
- 対向車や先行車がない場合は、原則ハイビームで走行しなければなりません。対向車や先行車があるときは、ロービームに切り替えて走行しましょう。
- お酒を飲めば必ず運転操作に影響を及ぼすことを理解し、「これくらいなら」「少しの距離だから」との考えを捨て、飲酒運転は絶対にやめましょう。

◆ **職場等では、**

- 従業員等に対して、夕暮れ時、夜間の運転について注意喚起しましょう。
- 出勤時や運転前後等のアルコール検知器をしたアルコールチェックのほか、朝礼時等を利用した交通安全指導等により、飲酒運転をしない・させない職場環境づくりに努めましょう。

◆ **飲食店等では、**

- 運転者への酒類提供禁止や、「ハンドルキーパー運動」の普及に努めましょう。

自転車･特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解･遵守の徹底



◆ **自転車の利用者は、**

- 「自転車安全利用五則」を遵守し、歩行者や他の車両に配慮した運転を心掛けましょう。
- 自転車はできる限り道路の左端に寄って通行しましょう。
- 自転車幼児用乗車装置に未就学児童を同乗させるときは、必ずヘルメットを着用させましょう。
  また、こどもも大人も自転車に乗るときは、交通事故発生時の被害軽減のため、ヘルメットを着用しましょう。
- 京都府では自転車損害賠償保険等への加入が義務付けられています。必ず加入しましょう。

◆ **特定小型原動機付自転車の利用者は、**

- 特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）を運転するときは、交通ルールを遵守し、交通事故防止に努めるとともに、交通事故発生時の被害軽減のため、ヘルメットを着用しましょう。
  なお、16 歳未満の方は、特定小型原動機付自転車を運転してはいけません。

広告

一般社団法人
京都府トラック協会

トラックは生活と経済のライフライン



京都府トラック協会は、小学校での出前授業やストップシール・交通安全教本の配布、児童絵画コンクールの開催など、交通安全教育に積極的に取り組んでいます。